

議案第33号

京田辺市地区計画区域内における建築物の制限に関する条例の一部改正について

京田辺市地区計画区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和6年6月3日 提出

京田辺市長 上村 崇

(提案理由)

本件は、都市計画法第12条の4第1項の規定により、多々羅地区において綴喜都市計画の地区計画を定めることに伴い、本条例について所要の改正を行うため、提案するものである。

京田辺市条例第 号

京田辺市地区計画区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例（案）

京田辺市地区計画区域内における建築物の制限に関する条例（昭和63年京田辺市条例第2号）の一部を次のように改正する。

別表第1に次のように加える。

多々羅地区地区整備計画区域	都市計画法第20条第1項の規定により告示された綾喜都市計画多々羅地区地区計画のうち、地区整備計画が定められた区域
---------------	--

別表第2に次のように加える。

多々羅地区地区整備計画区域	A地	次に掲げる建築物。ただし、第10条第1項における第3条に係る規定は、適用しない。 (1) 住宅、兼用住宅、共同住宅及び寄宿舎。ただし、研究所及	10分の5とする。	2,000m <sup>2</sup> とする。	建築物の高さは、多々羅地区地区計画に表示する高さの制限以下とする。		
---------------	----	--	-----------	--------------------------	-----------------------------------	--	--

		<p>び研修所に附属する研究者等のための居住施設、研究用住宅等は除く。</p> <p>(2) 下宿</p> <p>(3) 店舗、飲食店、展示場その他これらに類する用途に供するもの。</p> <p>ただし、建築基準法施行令第130条の5の3</p>	<p>における第5条に係る規定は、適用しない。</p>			
--	--	---	-----------------------------	--	--	--

		<p>に定め るもの であつ て、そ の用途 に供す る部分 の床面 積の合 計が 3 , 00 0 m<sup>2</sup>以 内のも のは除 く。</p> <p>(4) 神社 、寺院 、教会 その他 これら に類す るもの</p> <p>(5) 公衆 浴場</p> <p>(6) 自動 車教習 所</p> <p>(7) 自動 車車庫</p>				
--	--	---	--	--	--	--

		<p>(附属 車庫は 除く。 )</p> <p>(8) 倉庫 業を営 む倉庫</p> <p>(9) 自動 車修理 工場</p> <p>(10) 畜 舎(研 究施設 に附属 するも のであ って、 床面積 の合計 が3,000 m<sup>2</sup>以 内のもの は除く 。)</p> <p>(11) ボ ーリン グ場、 スケー</p>				
--	--	---	--	--	--	--

ト場、  
水泳場  
その他  
これら  
に類す  
る運動  
施設で  
建築基  
準法施  
行令第  
130  
条の6  
の2に  
定める  
もの。  
ただし  
、研究  
所及び  
研修所  
に附属  
するも  
のであ  
って、  
その用  
途に供  
する部  
分の床  
面積の  
合計が

		<p>3, 0 00 m<sup>2</sup> 以内の ものは 除く。</p> <p>(12) カ ラオケ ボック スその 他これ らに類 するも の</p> <p>(13) マ ージャ ン屋、 ぱちん こ屋、 射的場 、勝馬 投票券 発売所 、場外 車券売 場その 他これ らに類 するも の</p>				
--	--	--	--	--	--	--

(14) 劇場、映画館、演芸場、観覧場、公会堂、集会場、ナイトクラブその他これらに類するもの。ただし、研究所及び研修所に附属するものであつて客席面積が200m<sup>2</sup>以内のものは除く。

		(15) キ ヤバレ 一、料 理店そ の他こ れらに 類する もの  (16) 風 俗営業 等の規 制及び 業務の 適正化 等に関 する法 律第2 条第6 項に規 定する 店舗型 性風俗 特殊営 業又は 同条第 9項に 規定す る店舗 型電話				
--	--	--	--	--	--	--

		異性紹介営業の用途に供するもの				
B地区	<p>次に掲げる建築物。ただし、第10条第1項における第3条に係る規定は、適用しない。</p> <p>(1) 法別表2(へ)項に掲げる建築物</p> <p>(2) 住宅、兼用住宅、共同住宅及び寄宿舎。ただし、研究所及び研修所に附</p>	<p>—</p> <p>300m<sup>2</sup>とする。ただし、警察署、派出所、その他これらに類似する公益上必要な建築物の敷地は、この限りでない。</p> <p>また、第10条第1項における第5条に係る規定は、適用しない。</p>	<p>建築物の高さは、多々羅地区地区に表示する高さの制限以下とする。</p>	<p>建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から都市計画道路南田辺狛田中央線及び都市計画道路三山木多々羅線までの距離の最低限度は、10mとする。この場合</p>		

		<p>属する研究者等のための居住施設、研究用住宅等は除く。</p> <p>(3) 下宿</p> <p>(4) 店舗、飲食店、展示場その他これらに類する用途に供するもの。</p> <p>ただし、建築基準法施行令第130条の5の3に定めるもの</p>					において、第8条ただし書の規定は、適用しない。
--	--	---	--	--	--	--	-------------------------

であつて、その用途に供する部分の床面積の合計が 3, 000 m<sup>2</sup>以内のものは除く。

(5) 神社、寺院、教会その他これらに類するもの

(6) 公衆浴場

(7) 自動車教習所

(8) 自動車車庫  
(附属車庫は

		<p>除く。  ) ( 9 ) 自動 車修理 工場 ( 1 0 ) 自 家用倉 庫 (そ の用途 に供す る部分 の床面 積の合 計が、 3 , 0 0 0 m<sup>2</sup> 以内の ものは 除く。  ) ( 1 1 ) 畜 舎 (研 究施設 に附属 するも のであ って、 床面積 の合計</p>				
--	--	--	--	--	--	--

が 3 ,  
0 0 0  
m<sup>2</sup>以内  
のもの  
は除く  
。 )

( 1 2 ) ボ  
ーリン  
グ場、  
スケー  
ト場、  
水泳場  
その他  
これら  
に類す  
る運動  
施設で  
建築基  
準法施  
行令第  
1 3 0  
条の 6  
の 2 に  
定める  
もの。  
ただし  
、研究  
所及び  
研修所

に附属  
するも  
のであ  
って、  
その用  
途に供  
する部  
分の床  
面積の  
合計が  
3, 0  
0 0 m<sup>2</sup>  
以内の  
ものは  
除く。

(13) カ

ラオケ  
ボック  
スその  
他これ  
らに類  
するも

の

(14) マ

ージヤ  
ン屋、  
ぱちん  
こ屋、  
射的場

		<p>、勝馬 投票券 発売所 、場外 車券売 場その 他これ らに類 するも の</p> <p>(15) 危 険物の 貯蔵又 は処理 に供す るもの</p> <p>(16) 風 俗営業 等の規 制及び 業務の 適正化 等に関 する法 律第2 条第6 項に規 定する 店舗型</p>				
--	--	--	--	--	--	--

		性風俗 特殊営 業又は 同条第 9項に 規定す る店舗 型電話 異性紹 介営業 の用途 に供す るもの					
--	--	---	--	--	--	--	--

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

## 京田辺市地区計画区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

京田辺市地区計画区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

		改正案					現 行	改正理由
		<p>住宅等は 除く。</p> <p>(2) 下宿</p> <p>(3) 店舗、 飲食店、 展示場そ の他これ らに類す る用途に 供するも の。ただ し、建築 基準法施 行令第1 30条の 5の3に 定めるも のであつ て、その 用途に供 する部分 の床面積 の合計が 3,00 0m<sup>2</sup>以內 のものは 除く。</p> <p>(4) 神社、 寺院、教 会その他 これらに 類するも の</p> <p>(5) 公衆浴 場</p> <p>(6) 自動車</p>						

京田辺市地区計画区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

		改正案					現 行	改正理由
		<p>教習所</p> <p>(7) 自動車</p> <p>車庫（附</p> <p>属車庫は</p> <p>除く。）</p> <p>(8) 倉庫業</p> <p>を営む倉</p> <p>庫</p> <p>(9) 自動車</p> <p>修理工場</p> <p>(10) 畜舎</p> <p>(研究施</p> <p>設に附屬</p> <p>するもの</p> <p>であって</p> <p>、床面積</p> <p>の合計が</p> <p>3, 00</p> <p>0 m<sup>2</sup>以内</p> <p>のものは</p> <p>除く。）</p> <p>(11) ボー</p> <p>リング場</p> <p>、スケー</p> <p>ト場、水</p> <p>泳場その</p> <p>他これら</p> <p>に類する</p> <p>運動施設</p> <p>で建築基</p> <p>準法施行</p> <p>令第13</p> <p>0条の6</p> <p>の2に定</p> <p>めるもの</p> <p>。ただし</p>						

## 京田辺市地区計画区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

改正案		現 行				改正理由
	<p><u>、研究所</u>  <u>及び研修</u>  <u>所に附属</u>  <u>するもの</u>  <u>であつて</u>  <u>、その用</u>  <u>途に供す</u>  <u>る部分の</u>  <u>床面積の</u>  <u>合計が3</u>  <u>、000</u>  <u>m<sup>2</sup>以内の</u>  <u>ものは除</u>  <u>く。</u></p> <p>(12) カラ  オケボッ  クスその  他これら  に類する  もの</p> <p>(13) マー  ジャン屋  、ぱちん  ニ屋、射  的場、勝  馬投票券  発売所、  場外車券  売場その  他これら  に類する  もの</p> <p>(14) 劇場  、映画館  、演芸場  、観覧場</p>					

## 京田辺市地区計画区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

改正案	現 行	改正理由
<p>、公会堂 、集会場 、ナイト クラブそ の他これ らに類す るもの。 ただし、 研究所及 び研修所 に附属す るもので あって客 席面積が <math>200\text{m}^2</math> 以内のも のは除く</p> <p>(15) キャ<sup>バ</sup> バレー、 料理店そ の他これ らに類す るもの</p> <p>(16) 風俗 営業等の 規制及び 業務の適 正化等に 関する法 律第2条 第6項に 規定する 店舗型性 風俗特殊 営業又は</p>		

## 京田辺市地区計画区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

改正案					現 行	改正理由
		同条第9項に規定する店舗型電話異性紹介営業の用途に供するもの				
B地区	次に掲げる建築物。ただし、第10条第1項における第3条に係る規定は、適用しない。	300m <sup>2</sup>	建築物の高さは、警察署、派出所その他これらに類する公益上必要な建築物の敷地は、この限りでない。また、兼用住宅、共同住宅及び寄宿舎。ただし、研究所及び研修所に附属する研究者等のための居住施設、研究用住宅等は除く。	建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から都市計画道路南田辺狹田中央線及び都市計画道路三山木多々羅線までの距離の最低限度は、10mとする。この場合において、第8条ただし書の規定は、適用しない。		
(1) 法別表2 (～) 項に掲げる建築物						
(2) 住宅、兼用住宅、共同住宅及び寄宿舎。ただし、研究所及び研修所に附属する研究者等のための居住施設、研究用住宅等は除く。						
(3) 下宿						
(4) 店舗、飲食店、						

京田辺市地区計画区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

改正案							現 行	改正理由
		<p>展示場その他のこれ らに類する用途に 供するもの。ただし、建築 基準法施行令第1 30条の5の3に 定めるものであつて、その 用途に供する部分の床面積 の合計が3,000m<sup>2</sup>以内 のものは除く。</p> <p>(5) 神社、 寺院、教会その他 これらに類するもの</p> <p>(6) 公衆浴場</p> <p>(7) 自動車教習所</p> <p>(8) 自動車車庫（附 属車庫は除く。）</p>						

京田辺市地区計画区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

		改正案					現 行	改正理由
		(9) <u>自動車</u> <u>修理工場</u> (10) <u>自家用倉庫（</u> <u>その用途</u> <u>に供する</u> <u>部分の床</u> <u>面積の合</u> <u>計が、3</u> <u>, 0 0 0</u> <u>m<sup>2</sup>以内の</u> <u>ものは除</u> <u>く。）</u> (11) <u>畜舎</u> <u>（研究施</u> <u>設に附属</u> <u>するもの</u> <u>であって</u> <u>、床面積</u> <u>の合計が</u> <u>3, 0 0</u> <u>0 m<sup>2</sup>以内</u> <u>のものは</u> <u>除く。）</u> (12) <u>ボーリング場</u> <u>、スケート場、水</u> <u>泳場その</u> <u>他これら</u> <u>に類する</u> <u>運動施設</u> <u>で建築基</u> <u>準法施行</u> <u>令第13</u> <u>0条の6</u>						

## 京田辺市地区計画区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

改正案		現 行				改正理由
	<p><u>の2に定 めるもの 。ただし 、研究所 及び研修 所に附属 するもの であって 、その用 途に供す る部分の 床面積の 合計が3 , 000 m<sup>2</sup>以内の ものは除 く。</u></p> <p>(13) カラ オケボッ クスその 他これら に類する もの</p> <p>(14) マー ジャン屋 、ぱちん こ屋、射 的場、勝 馬投票券 発売所、 場外車券 売場その 他これら に類する もの</p> <p>(15) 危険</p>					

京田辺市地区計画区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

改正案							現 行	改正理由
		<p>物の貯蔵 又は処理 に供する もの</p> <p>(16) 風 俗営業等 の規制及 び業務の 適正化等 に関する 法律第2 条第6項 に規定す る店舗型 性風俗特 殊営業又 は同条第 9項に規 定する店 舗型電話 異性紹介 営業の用 途に供す るもの</p>						